

## 静岡県告示第367号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第102条第3項の規定により、令和7年5月19日静岡県議会臨時会を静岡市に招集する。

この臨時会に付議すべき事件は、次のとおりである。

令和7年5月12日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 静岡県議会常任委員会の委員及び正副委員長の選任について
- 1 静岡県議会議会運営委員会の委員及び正副委員長の選任について
- 1 静岡県議会特別委員会の設置並びに委員及び正副委員長の選任について
- 1 静岡県監査委員の選任について
- 1 専決処分事件の報告について（損害賠償請求事件の和解）
- 1 専決処分事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）
- 1 専決処分事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）
- 1 専決処分事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）